

森林・山村多面的機能発揮対策事業について

令和5年2月13日

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

説明内容

- 1 交付等要綱、実施要項の改正（案）
- 2 実施要領の改正（案）
- 3 アドバイザーの認定状況
- 4 安全対策
- 5 森林・山村多面的機能発揮対策事業で対象となる森林のフロー図
- 6 森林・山村多面的機能発揮対策事業の新規仮申込書の取扱について
- 7 実施要領について
- 8 北海道地域協議会のHPに載せてある資料
- 9 申請に必要な資料
- 10 活動内容の選択
- 11 令和5年度採択申請書の受付
- 12 採択の流れ
- 13 採択申請書の提出及び採択決定通知等
- 14 市町村の有効性の確認（一部改正案）
- 15 交付金の概算払い
- 16 実施報告書の提出
- 17 書類の整理保管
- 18 注意事項
- 19 その他

1. 交付等要綱、実施要綱の改正（案）

交付等要綱の改正（案）

新たに追加する条文は以下のとおり

（指導等）

第35 大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2. 実施要領の改正（案）

・別紙3 4 採択申請

市町村が本事業の有効性、妥当性を確認する際に、**当該森林において発揮を期待すべき機能**を併せて確認するように追加

4 採択申請

(1) ～ (3) (略)

(4) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。

ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性**及び当該森林において発揮を期待すべき機能**を確認していること。

イ～キ (略)

改正の背景

当事業を行うことで発揮される多面的機能を数値で集計できるようにするため。

優先採択の追加

別紙3 4 採択申請

農村漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策のより計画的な植林が行われた箇所について、優先的採択を追加

(11) 地域協議会長は、農山漁村振興交付金（中山間地域等農用地保全総合対策）実施要領（令和4年12月2日付け4農振第2166号農林水産省農村振興局長通知）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別表1の事業メニュー欄の1の（5）のオの計画的な植林が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。

活動の有効性等に関する意見等（様式第12号 別紙）

（様式第 12号 別紙）

活動の有効性等に関する意見等（例）

1・2 （略）

3

（1）・（2） （略）

（3）市町村森林整備計画の該当区域（発揮を期待すべき機能区分）

該当区域	区 分
	① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑤ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑥ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注1) 区分は、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号）の第1の1の（5）に定める公益的機能別施業森林等による。

注2) 現状、当該森林が白地あるいは2条森林の場合は、当該森林の発揮すべき機能を踏まえて該当区域を判断するものとする。

4 （略）

・森林の多面的機能を集計する方法として、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林等を採用。

・重複する場合は、一番割合が多い区域に記入。

・活動する森林が白地もしくは2条森林の場合は、活動により発揮される多面的機能を踏まえて判断する。

活動記録と作業写真整理帳（集合写真）を統合 （様式第16号、別添1）

（様式第 16）

○年度 森林・山村多面的高発揮対策交付金
作業記録兼作業写真整理帳（活動日毎の集合写真）

日付 年 月 日 [Blank Box]	No 組織名		
	活動項目		
	取組内容	活動場所	
		活動内容	
		実施時間	
	活動参加人数	構成員	
		構成員以外	
合計			
うち地域外関係者			

・ 活動記録に記載していた内容を写真整理帳に統合。

・ 活動参加人数については構成員と構成員以外で分類し、地域外関係者は両方を合わせて記載する。

日付 年 月 日 [Blank Box]	No 組織名		
	活動項目		
	取組内容	活動場所	
		活動内容	
		実施時間	
	活動参加人数	構成員	
		構成員以外	
合計			
うち地域外関係者			

・ 改めてExcelで作成した様式を作成予定。

活動記録と作業写真整理帳（集合写真）を統合 （様式第16号、別添1）

活動記録と作業写真整理帳に重複する記載があることから1つに統合する

（様式第16 別添1）

作業写真整理帳（活動場所毎の作業写真）

作業前 (削る。) 年 月 日	No	
	組織名 (削る。)	
(削る。)	活動項目	
	取組内容	活動場所
		活動内容

- ・活動項目、取組内容はすべて同じになるので1つに統合。

作業中 (削る。) 年 月 日	(削る。)
(削る。)	

- ・作業起番も取組内容の活動場所に変更。

作業後 (削る。) 年 月 日	(削る。)
(削る。)	

実施状況報告書（様式第19号）

活動記録と作業写真整理帳の統合により様式を変更

（別紙3 様式第19号）

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会会長
氏 名 殿

〇〇活動組織代表
氏 名

〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

（略）

1 〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録兼作業写真整理帳）
（別紙3 様式第18号）

2 作業写真整理帳
（様式第18号 別添1）

3～6 （略）

7 〇年度 関係人口創出・維持タイプの参加者名簿

・7に関係人口・創出維持タイプを活用した場合はその参加者名簿を提出するよう追加。

・名簿は様式を定めず、氏名と住所（市町村名等で地域外からの参加と分かるもの）が記載されていれば既存の資料で代用可能。

効果チェックシート（様式第19 別紙2）

（様式第 19号 別紙2）

森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート

1. 活動組織の概要

①活動組織名		取得年数		年
②主な対象森林の所在地	都道府県		市区町村	
③ 活動計画の取組年度	<input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目			
④活動タイプ等 （○年度）	<input type="checkbox"/> 活動推進費 <input type="checkbox"/> 里山林保全 <input type="checkbox"/> 竹林整備 <input type="checkbox"/> 森林資源利用			
	<input type="checkbox"/> 森林機能強化 <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 資機材購入			
⑤地域住民の比率	○90%以上 ○75～90% ○50～75% ○25～50% ○25%未満			
⑥活動目標				

*③・④・⑤欄は、該当する□又は○にチェックを付けてください。
*「地域住民」とは、活動対象地と大字単位で同じか隣接する場所に居住する方を指します。

2. 活動の変化・成果の確認（*本交付金の取得前と比較の上でご回答ください。）

*以下の項目について、実現ができていると思う場合には、右側の□にチェックを入れてください。

***チェック欄は、活動計画1年目の時は「1年間」、2年目の時は「2年間」、3年目の時は「3年間」の活動を通じた変化・効果を記載してください。**

項目	効果	チェック欄 (削る。)
活動の 広がり (横展開)	活動組織の構成員が増加した	<input type="checkbox"/>
	幅広い年齢層が協力して活動を行った	<input type="checkbox"/>
	新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された	<input type="checkbox"/>
	多団体（活動団体、企業、自治体等）との協力関係がうまれた	<input type="checkbox"/>
活動の 持続性 (自立性)	外部（異なる集落や都市）の住民も森林整備活動に参加した	<input type="checkbox"/>
	構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した	<input type="checkbox"/>
	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた	<input type="checkbox"/>
	森林整備のための利用可能な本交付金以外の資金が増えた	<input type="checkbox"/>
	若い世代（40歳未満）が参加しており、長期的な活動が可能である	<input type="checkbox"/>
	本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある	<input type="checkbox"/>

取得年数には「通算の交付金」取得年数
③には計画の何年目かを記載

チェック欄は今まで3年分の記載だったが、単年度に変更

効果チェックシート（様式第19 別紙2）

3. 関係人口の創出について

今年度を実施した本交付金の活動における地域外からの活動参加者の「延べ人数」及び昨年度の参加者の「延べ人数」の比較について記載してください。

①今年度の地域外からの参加者数	人
②昨年度の地域外からの参加者との比較 (延べ人数で比較して、「増加した」か 「減少した」のどちらかに記載してくい ださい。)	<input type="checkbox"/> 増加した (人)
	<input type="checkbox"/> 減少した (人)
	<input type="checkbox"/> 変化なし

関係人口の創出に「変化なし」を追加

3. アドバイザーの認定状況

(表は1月31日時点、194名)

専門分野	人数
① 森林施業技術	147
② 侵入竹の伐採・除去・利活用	71
③ 森林資源の活用（木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等）	92
④ 森林生態、植生（希少植物の保護を含む）	32
⑤ 他地域との交流・連携（活動内容の調整、交流・連携環境の整備等）	63
⑥ 組織づくり（資金調達、企業連携、CSR、情報発信等）	48
⑦ その他森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動の推進に関するもの	68

活動エリア	人数
① 全国	35
② 北海道	7
③ 東北	12
④ 関東	26
⑤ 北陸	10
⑥ 東海	17
⑦ 近畿	24
⑧ 中国	17
⑨ 四国	7
⑩ 九州	13
⑪ 沖縄	7
⑫ 都道府県	79

✓ アドバイザー情報カード（仮称）を整備予定

4.安全対策

今年度の災害発生状況概要

発生日時	受傷状況	作業内容	発生状況
令和4年9月26日 15時40分頃	右足関節解放性 脱臼骨折	かかり木処理	伐木作業者がチェーンソーによるかかり木処理を行っていたところチェーンソーが挟まりバーが抜けなくなったため、被災者が様子を見に近づいたところ、当初伐倒する方向とは外れた位置に倒れ、近づいた被災者の上に倒れてきて、右足首が下敷きとなった。
令和4年9月28日 14時20分頃	骨折2か所	伐倒、枝払い、玉切り、集積	雑木山の整理伐の作業中、枯木の伐倒作業を始めたところ、隣接木に掛かり木となり押し倒そうと幹を押したところ、幹が上部で折れ、の幹が落下し、背中に受傷した。

発生日時	受傷状況	作業内容	発生状況
令和4年10月13日 8時30分頃	右眉付近を切創	伐倒作業	小さい竹をチェーンソーで伐倒作業中、切り口の竹が跳ねて右眉付近を3cm程切傷。
令和4年11月16日 9時20分頃	左手親指内側切創	刈払い作業	刈払い作業中に刈払機の丸鋸付近にツルが絡まり、ツルを取り除く時に左手親指を切創した。 (エンジンを止めないで取り除く作業を行った)

災害が発生した場合は直ちに北海道地域協議会に報告してください。
特に死亡や重傷の場合は至急電話にてその旨を連絡してください。

令和 年 月 日
〇〇〇〇活動組織

災害発生概要（第1報）

1 災害発生状況

- (1) 発生日時 令和 年 月 日 () 時 分頃
- (2) 発生場所
- (3) 被災者
 - ① 活動組織名 〇〇〇〇〇
 - ② 氏名 〇〇 〇〇 (男性・女性〇歳)
- (4) 発生状況

2 対応経過

3 負傷の状況

4 その他参考情報（可能な範囲で記載）

- (1) 当日の装備状況（ヘルメット、手袋、チャップス等の装着状況）
- (2) 保険加入状況
- (3) 資格取得関係（チェーンソーの資格、伐木等特別教育等の状況）
- (4) その他

5. 森林・山村多面的機能発揮対策事業で対象となる森林のフロー図(令和5年度の新規申請から適用)

森林《森林法第5条森林（地域森林計画区域で林小班番号があるもの）、森林法5条以外の森林》

森林経営計画（5年間の計画）

森林経営計画を作成

森林経営計画を未作成

①森林経営計画の（5年間）期間中

森林経営計画の期間終了後の森林

注）：森林経営計画(5年間)の計画期間中に、計画から除外した場合も、森林経営計画の期間中とみなします。

補助事業等で補助を受けている

④補助事業等で補助を受けていない

②補助事業の制限期間をすぎているもの

③補助事業の制限期間をすぎたもの（注1）

森林・山村多面的機能発揮対策事業の申請は不可

森林・山村多面的機能発揮対策事業の申請は可

●「①森林経営計画の期間中」、「②補助事業の制限期間をすぎているもの」の森林は、この事業への申請はできません。

○森林経営計画の期間終了後で「③補助事業の制限期間をすぎたもの」、「④補助事業等で補助を受けていない」森林は、この事業への申請はできます。

注1：「補助事業の制限期間は、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年以内の事業にあつては、補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。」となっています。

6. 森林・山村多面的機能発揮対策事業の新規仮申込書の取扱いについて

令和6年度から新規申請を受理するのは、前年に調査する新規仮申請書の提出した活動組織とする。

整理した背景

①国費の予算要求額は、

- ・新規仮申込書（新規及び活動3年目の活動組織）の事業量。
- ・「活動組織1・2年目の活動計画書の年度別スケジュール」の事業量を集計。

②国費の予算要求額をもとに事業量等を、活動組織の活動する市町村に情報の提供を行い、提供を受けた市町村ではこの資料を参考に上乗せの予算計上している。

調査予定（参考）

提出資料：令和6年度新規活動仮申請書

調査対象：新規活動組織、令和3年度開始の活動組織（令和5年度終了）

調査時期：令和5年7月頃、北海道地域協議会のHPに搭載予定。

提出期限：令和5年9月30日頃

7. 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領

活動組織

第1 目的

活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員等による活動を通じ、地域の森林の資源の利用を図ることを目的として設立する。

第2 構成員

活動組織は、森林所有者、地域住民、自治会、地域外関係者等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する。

第3 規約等の要件

活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 活動する森林の所在する都道府県内に主たる事務所を置いていること。
- (3) 本交付金の事務手続を円滑かつ効率的に行うとともに本対策の実施期間の終了後も継続して活動を行うため、活動組織の意思決定方法、自主財源の調達方法、会計の処理方法、その責任者、内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約等（規約や定款など、活動組織の運営を定めた文書をいう。）が様式（⑦、⑧）に示した例を参考に定められていること。

(4) 活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。

第4 協定

活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で、様式第9号(⑨)に示した例を参考に、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 協定の締結者の住所及び氏名
- (2) 協定の目的
- (3) 協定期間
- (4) 協定の対象となる森林
- (5) 森林経営計画の確認等
- (6) 活動計画
- (7) その他必要な事項

第1 事業内容

本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

(1) 省略

(2) 確認事務

地域協議会が毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動状況を確認する。

(3) 活動組織が実施する活動への交付金の交付

活動組織が実施する以下の活動に対して、本交付金を交付する。

種類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、 <u>地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等</u>

<p>森林資源利用タイプ</p>	<p>雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、<u>木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り</u>、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等</p>
<p>森林機能強化タイプ</p>	<p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り</p>
<p>関係人口創出・維持タイプ</p>	<p>地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等</p>
<p>資機材・施設の整備等</p>	<p>地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプ又は関係人口創出・維持タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は、関係人口創出・維持タイプに限る。）</p>

第2 対象森林等

1 対象森林等

- (1) 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林とする。
- (2) 森林機能強化タイプについては、様式(⑥)の6の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等(森林経営計画を策定している森林内を含む。)とする。

2 面積及び延長の測定

森林計画図等、縮尺5,000分の1以上の図面を使い、算定された面積及び作業道等の延長を対象森林の面積及び延長とすることとし、森林計画図等の図面がない場合には、現地において実測するものとする。

3 地域外関係者

地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。(市町村変遷パラパラ図)

第3 本交付金の交付

- 1 林野庁長官等は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会に対し本交付金を交付する。
- 2 本交付金の交付を受けた地域協議会は交付を受けた額のうち第1の(3)の事業の実施に必要な経費を業務方法書別記様式第1号に基づき、活動組織に交付するものとする。

イ 交付単価

種 類	(1) 国の交付単価又は交付率	(参考) 優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安
①活動推進費	112,500円 (初年度のみ)	左記の額の1/3の額
②地域環境保全タイプ (里山林保全)	1 ha当たり 120,000円 (初年度) 115,000円 (2年目) 110,000円 (3年目)	左記の額の1/3の額
③地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	該当なし (北海道)	該当なし (北海道)
④森林資源利用タイプ	1 ha当たり 120,000円 (初年度) 115,000円 (2年目) 110,000円 (3年目)	左記の額の1/3の額
⑤森林機能強化タイプ	1m当たり800円	左記の額の1/3の額
⑥関係人口創出・維持タイプ	年間当たり 50,000円	左記の額の1/3の額
⑦資機材・施設の整備等	購入額の1/2以内	—
	購入額の1/3以内	—
	賃借料の1/3以内	—

ウ 交付額の上限

一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円とする。

エ 交付金の使途

区 分	使 途
イの種類欄に掲げる①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（⑦に掲げるものを除く。）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの種類欄に掲げる⑥	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑦に掲げるものを除く。）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの種類欄に掲げる⑦	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（⑥の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。）、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）

第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1 対象活動

本交付金の交付の対象となる活動は、第5の3に定める活動計画に基づくものとする。

2 協定

活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で、別紙2の第4に定める協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

3 活動計画

活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を様式により作成するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
- (3) 年度別スケジュール
- (4) 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）
- (5) 年度別に実施する安全講習の名称及び内容（要領改正）
- (6) 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称
- (7) 計画図
- (8) 活動の持続性向上に向けた取組
- (9) その他必要な事項

4 採択申請

- (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、様式により地域協議会長に提出するものとする。

- (2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活動計画書について、申請書を審査するに当たり、様式第12号により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。
- (3) 地域協議会長は、市町村の意見を踏まえ(1)により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第13号により、活動組織の代表者に通知するものとする。
- (4) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。
- ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性を確認していること。
 - イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
 - ウ 活動期間中に毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施することにより一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。
 - エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
 - オ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。
 - カ 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること。

キ 活動組織は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（⑮）を記入の上、提出されていること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

(5) 地域協議会長は、(1)により提出された書類を審査の上、地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援（資機材・施設の整備に係る支援を除く。）を行う活動について優先的に採択するものとする。

(6) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる活動に該当するものについて採択に当たり優先するよう配慮する。

ア これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）

イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。

ウ 地方公共団体が地方単独事業により支援を行う活動であること（前号の支援額を下回るもの。）。

- (7) 地域協議会長は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条に規定する「特定有人国境離島地域」で計画された活動については、そのほかの地域の活動とは別に審査し、採択することができる。
- (8) 地域協議会長は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優先的に採択することができる。
- (9) 地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき都道府県又は市町村が定める国土強靱化地域計画に位置付けられた活動であるかを踏まえつつ審査するものとする。
- (10) 地域協議会長は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け（12 構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第4の1又は第4の3に定める林地化が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる

5 規模要件

- (1) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの取組面積は、それぞれ0.1ha以上とする。
- (2) 森林機能強化タイプの取組延長（森林調査・見回りを除く）は1m以上とする。
- (3) 関係人口創出・維持タイプの地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。

6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4の（3）により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、様式第14号により、地域協議会長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第14号により提出するものとする。

変更承認申請及び届出を行う場合は、様式第14号と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。

- （1）対象森林面積の変更。
- （2）取組延長に応じた単価が設定されている活動内容については、取組延長の変更。
- （3）資機材・施設の整備等については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。
- （4）活動の中止又は廃止。
- （5）4の（3）により通知された交付金総額の30%を超える減額。

7 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知又は地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を様式により、国又は地域協議会にそれぞれ提出するものとする。

- （1）活動組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。
- （2）活動組織は、本交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。そのため、活動組織は、様式第16号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

- ア 本交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。
- イ 本交付金の使用は、活動計画書の記載内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、金融機関に預金口座等を設けること。
なお、金銭出納簿は様式第17号により作成する。

(3) 活動組織は、本交付金に係る活動の一部を当該活動組織以外の者に委託することができる。
この場合、活動組織は、受託者の作業内容を適切に監督することとする。

(4) 活動組織は、活動期間中は毎年一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施するとともに傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。

(5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、様式により地域協議会へ報告するものとする。

8 実施状況の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、様式の実施状況報告書に様式第16号及び第17号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。(期限：R6年2月9日必着)

9 実施状況の確認

- (1) 地域協議会長は、活動計画書に定められている事項の実施状況について、8に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、活動組織の構成員の立会の上、現地を確認するものとする。
- (2) 地域協議会長は、活動計画書に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、活動組織の代表者に対し様式第20号により通知するものとする。
- (3) 地域協議会長は、(2)の場合において、既にその実施状況に応じた交付金の額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返納を求めるものとする。
- (4) 活動組織の代表者は、(3)の規定による交付金の返納を求められた場合、速やかに当該交付金額を納付するものとする。

第6 本交付金の交付方法

- 1 林野庁長官等は、地域協議会からの申請に基づき、第4の金額の範囲内で、地域協議会に本交付金を交付する。
- 2 地域協議会は、活動を実施する活動組織から交付申請に基づき、第4の金額の範囲内で、活動組織に本交付金を交付する。
- 3 活動組織は、採択通知書の記の3の取組メニュー欄に掲げる資機材・施設の整備等とそれ以外の交付金の相互間の流用をしてはならない。

第7 活動組織の実施状況の報告 (省略)

第8 本交付金の返還

1 地域協議会長は、活動組織に対して、以下の条件を付すものとする。

(1) 対象活動の不適合等

ア 活動組織の活動が活動計画の内容に沿わないと地域協議会長が認めた場合、活動組織は交付された本交付金の全部又は一部を活動開始年度に遡って返還すること。ただし、対象森林の減少が伴う場合は、(2)の規定によることができる。

イ 本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると地域協議会長が認めた場合、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額の返還すること。

(2) 転用による対象森林面積の減少

活動計画中及び事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為又は活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為並びにその他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ地域協議会長に届け出るとともに、当該行為をしようとするうち当該対象森林部分に相当する交付金を遡って返還すること。

2 地域協議会は、活動組織からの本交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

3 1において、自然災害その他やむを得ない理由や交付対象者の責に帰することのできない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。

4 地域協議会長は、活動組織が本交付金を返還するような事態を防止するため、活動組織に対し、活動計画書の記載事項を遵守した活動等が実施されるように指導するものとする。

8. 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会のHPに載せてある下記資料を一読のこと。
記

- ①令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金募集要領
- ②森林・山村多面的機能発揮対策交付金等要綱
- ③森林・山村多面的機能発揮対策実施要領
- ④森林・山村多面的機能発揮対策交付金Q&A集
- ⑤その他林野庁及び当地域協議会で定めた資料

9. 令和5年度採択申請書（事前審査）の受付

採択申請書（事前審査）の申請期間

2月7日（火）～2月28日（火）17：00必着

提出資料：紙で提出（申請書の代表者印不用）

注：申請期間が経過した場合は、受理をしません。

活動組織との連絡は、メールで実施するので正確に記載。

【採択決定通知までのスケジュール】

- ①地域協議会総会で活動計画書等の承認
- ②「活動組織の有効性」の確認（市町村）
- ③採択調整額の通知（地域協議会→活動組織） 4月
- ④本申請書の提出（活動組織→地域協議会） 4月
- ⑤国補助金交付申請（地域協議会→国） 5月13日
- ⑥交付決定通知（国→地域協議会） 5月下旬
- ⑦交付決定通知（地域協議会→活動組織） 5月下旬

注：「⑦交付決定通知」前に活動に着手する活動組織は、
「⑭（様式第10号）採択決定前着手届」を提出。

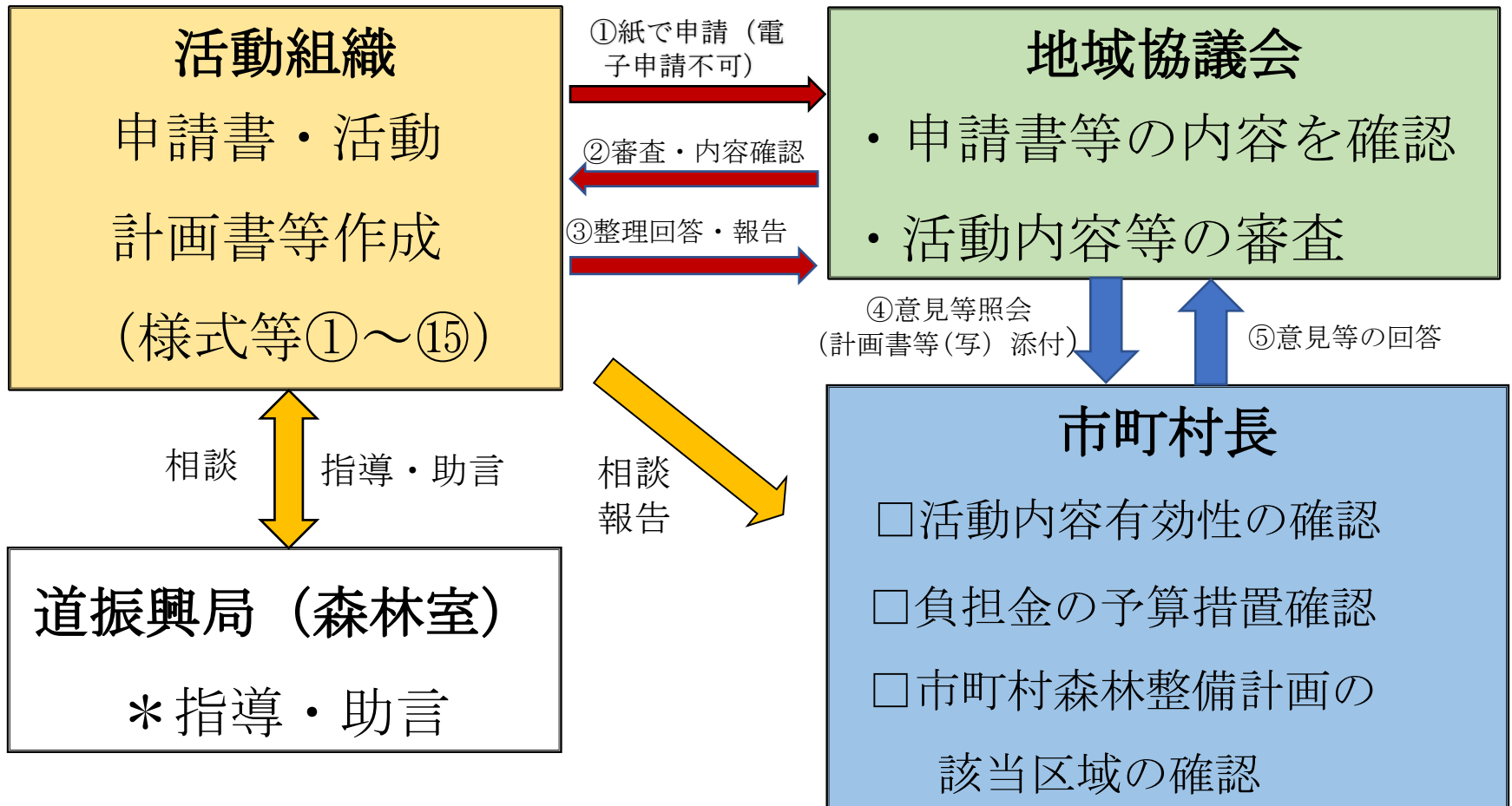
10. 申請に必要な書類（提出資料）

- ①（様式第1号）提出書類チェックリスト
 - ②（様式第2号）採択申請書
 - ③（様式第2号（別紙））年度別活動対象森林面積確認票
 - ④（様式第3号）活動計画書
 - ⑤ 計画図（募集要領の「9 対象森林の計画図の作成及び面積算定」参考
 - ⑥（様式第4号）対象森林の現況が判る写真
 - ⑦・⑧（様式第5号）活動組織の規約、（様式第5号の（別紙）活動組織参加同意
 - ⑨（様式第6号）森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（写）
 - ⑩対象森林の所有者を証明できる資料（登記簿（登記図）、固定資産税課税明細書等
 - ⑪（様式第8号）資機材購入内訳書（資機材を申請する場合のみ提出）
 - ⑫（様式第7号）森林機能タイプを設置する〇〇等の土地所有者の同意書
 - ⑬（様式第9号）他の補助金・助成金の申請状況
 - ⑭（様式第10号）採択決定前着手届
 - ⑮（様式第11号）作業安全のための規範チェックシート
- * 申請に必要な様式は、地域協議会のHPからダウンロードして使用してください。
 - * 記載例を参考。（不明な点は地域協議会へ問い合わせ！）
 - * 森林調査簿、森林計画図は、地元市町村・振興局森林室に申請願います。

11. 採択申請の流れ

採択申請書（事前審査）の提出

期限：R5年2月7日（火）～R5年2月28日（火）17：00必着
交付金募集要項で申請に必要な様式及び資料（①～⑮）



12. 活動内容の選択

【メインメニュー】

①地域環境保全タイプ、②森林資源利用タイプ

- ・同一場所で、①と②の両メニューは実施できません。
- ・2期目（4～6年目）以降の活動ルール

原則、過去に活動した場所では、引き続いて活動することはできませんが、
例外：過去に地域環境保全タイプ（里山林保全）で活動した場所は、森林資源利用タイプを実施できます。

例	1期目（1～3年目）		2期目（4～6年目）	適否の判断
1	①地域環境保全タイプ （里山林保全）	→	②森林資源利用タイプ	実施可能
2	②森林資源利用タイプ	→	①地域環境保全タイプ （里山林保全）	実施不可

【サイドメニュー】

③森林機能強化タイプ

1m当たり800円

④関係人口・創出維持タイプ

年間当たり50,000円

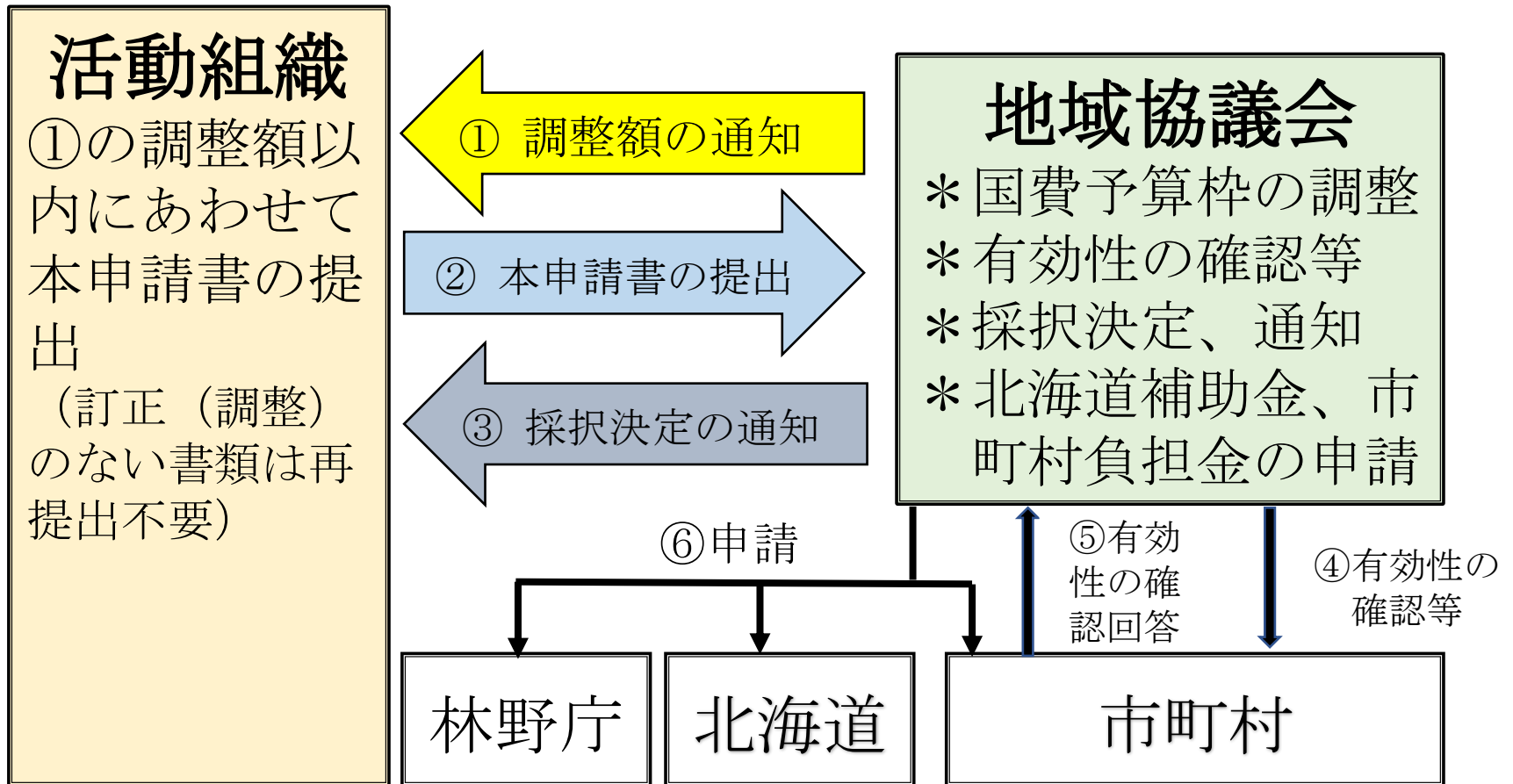
⑤資機材及び施設の整備

購入額の1/2以内、1/3以内

13. 採択申請書（本申請）提出及び採択決定通知等

（国予算額より応募額が多いと、事業量の見直し指示）

本申請の提出時期：4月



(別紙)

14.市町村の有効性の確認 (一部改正案)

市町村名： ○○市町村

活動の有効性等に関する意見等

市町村の意見 (該当する項目に○をつけてください)

※活動内容は添付の申請書等のとおり

活動組織名	1. 活動の有効性		2. 現時点の対象森林における森林経営計画の策定					
	○○活動組織	有効である		策定あり	→	計画期間	年 月 日～年 月 日 (下記「提出あり」の場合も記入)	
有効性は認められない			策定無し	→		提出有り	←	※策定無しの場合、当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出の有無
					提出無し			

活動組織名	3. 国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意思の有無			
	助成する意志		予算措置の状況	
○○活動組織	有	当初予算で措置済み	→	内示又は負担の通知可能時期 令和 年 月 日
		補正予算で措置予定		
	無	今年度は予算措置なし (未定の場合も現時点では無とする)		

(3) 市町村森林整備計画の該当区域（発揮を期待すべき機能区分）

該当区域	区 分
	①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	③快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林
	④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑤その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑥木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

注1) 区分は、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号）の第1の1の（5）に定める公益的機能別森林施業による。

注2) 現状、当該森林が白色あるいは2条森林の場合は、当該森林の発揮すべき機能を踏まえて該当区域を判断するものとする。

その他ご意見がありましたら、ご自由に記載ください。

15. 交付金等の概算払い

【国交付金の概算払い予定時期】

■第1回目：第1・2四半期（R5年4～9月） R5年 7月頃

■第2回目：第3四半期（R10～12月） R5年10月頃

■第3回目：第4四半期（R1～2月） R6年 1月頃

注：活動組織から資金繰り表に基づき申請。（交付決定額の90%以内）

■精算：実施報告書（国費概算払い残額は活動組織で一時負担）に基づき、精算にて支出（翌年度4月以降）

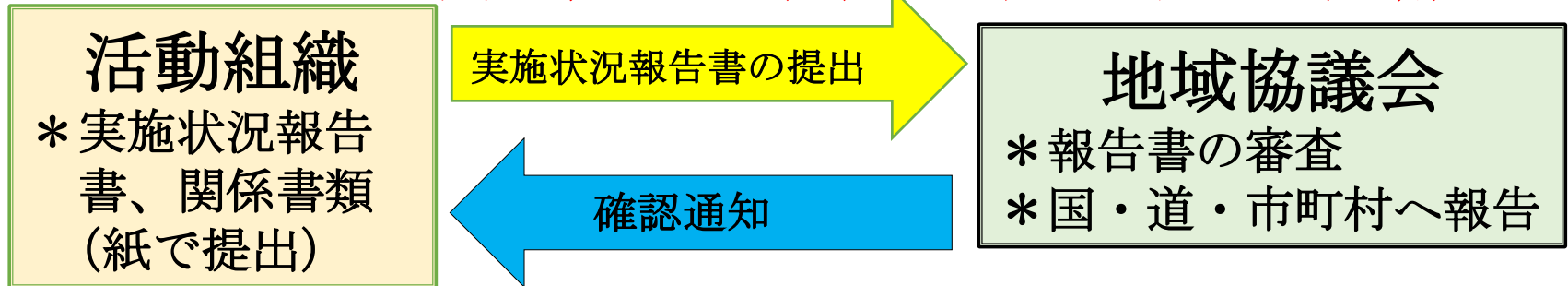
資金繰り表（記載例） 交付決定額1,000千円の90%の活動組織例 (単位：千円)

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
人件費	100	150	100	100	50	100	100	100	0	0	800
委託費					50						50
資材費		50									50
計	100	200	100	100	100	100	100	100	0	0	900

注：この資金繰り表は、交付決定通知後（6月頃）以降に調査します。
期限まで提出がないと概算払をしません。

16. 実施状況報告書（実績報告）の提出

提出期限：事業終了後2週間以内若しくは
令和6年2月9日（金）のいずれか早い日（必着）



【実施報告の提出書類】（①～⑩の様式は、HPからダウンロード）

- ①（様式第14号）実施状況報告書提出チェックリスト表
- ②（様式第15号）活動記録簿
- ③（様式第16号）作業写真整理帳（別添1）
- ④（様式第17号）金銭出納簿
- ⑤（様式第18号）モニタリング結果報告書
- ⑥（様式第19号）森林山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書
- ⑦（様式第20号）森林・山村多面的機能発揮対策活動実績報告書
- ⑧（様式第21号）実施状況整理票
- ⑨（様式第22号）森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート
- ⑩（様式第23号）森林機能強化タイプ延長確認票（実測値）
- ⑪ 預金通帳（写）
- ⑫ 支払い領収書（写）内訳書含む

17. 書類等の整備・保管（実績の取りまとめ）

活動状況は、交付金の適正な運用を確認するため、活動記録簿等により証明することとなるので、定められた各様式（HP）に従い整理し、地域協議会へ提出してください。

ア	活動記録簿	活動日、時間・実動時間、参加人数、活動内容の整理
イ	作業写真整理帳	活動日に参加者全員と使用資機材を含めた集合写真、活動する森林の同じ個所からの作業前・作業中・作業後の状況写真を撮影し、実施日や作業内容等を記載し、写真整理帳で整理する。
ウ	金銭出納簿	収入（最初に会費を徴収）と支出の発生都度、各日に記帳整理する。（日当等は速やかに支出すること） （収支は預金通帳と一致させ、支出に関する領収書の写しを添付）
エ	モニタリング結果報告書	活動目標（数値・方法）、活動実施前後の標準地の状況、各年度毎の標準地状況を整理（前後状況写真貼付）
オ	実施状況整理票	活動実績値、交付金等の収支総額を整理
カ	効果チェックシート	活動組織の概要、活動の変化・成果の確認

18. 注意事項

ア 日当の単価設定

活動組織において常識的な範囲で単価設定をお願いします。

(例：活動市町村等の単価表にある工種〇〇を準用)

～最低賃金以上、技術者単価を参考～

時間あたり@、(半日あたり@、1日あたり@設定)

決定した日当単価は、根拠を明確(総会等の決定)にして整理保管。

- ・活動組織の構成員以外も、日当の支払いは可能。
- ・講師謝金(根拠：活動市町村等を参考に決める)
- ・日当の受領者から、領収書は必要。

(活動への出役者、活動時間が判かる出役簿を作成)

イ 伐採届出書の提出(間伐、主伐の場合)

- ・森林計画区域内の伐採を実施する場合、「伐採及び伐採後の造林届出書」を該当市町村長に提出のこと。

(伐採の開始日の90～30日前)に必ず所定の手続のこと。

詳しくは、市町村又は(総合)振興局に確認願います。

ウ 保安林

- ・保安林に指定されている場合は、伐採許可等の手続きが必要となりますので、(総合)振興局林務課に確認願います。

エ 交付金の対象となる旅費

- ① 構成員又は構成員以外の交通費
- ② 地域協議会が主催の「モニタリング説明会」、
「チェーンソー・刈払機安全研修会（伝達研修を行う場合のみ）」の参加旅費（高速料金は対象外）
- ③ 「活動事例報告会・制度説明会」の参加旅費は、対象にならないのでご注意ください。
- ④ 搬出材を加工場まで運搬に要する交通費
（道内に限る、高速料金・薪等の販売運搬は対象外）

オ 申請面積の現地確認等の実施

- ・ 地域協議会で、申請面積確認及び書類整備等で活動組織に出向きますので、現地森林の境界等を案内していただきますので、境界を明確にする。

カ 預金口座の開設、区分経理

- ①活動組織名の預金口座を開設していない場合は、金融機関によっては1カ月以上かかる場合がありますので、早めに開設のこと。
- ②他の団体等からの寄附や補助金がある場合は、交付金とは別に区分経理を行う。

キ 活動対象地の作業

- ①申請区域面積に対し、交付金を交付するので、申請区域全体をまんべんなく実施して、不実行区域が生じないようにすること。
(つる切り、除伐、笹刈り、枯損木等の処理など)
- ②申請面積のうち一部の区域が未実行となった場合は、未実行の面積分を返還（精算）していただきます。

ク モニタリング調査地の設定

- ①全申請地の標準的林相で標準的な施業を行う場所に設定し、モニタリング調査により、毎年度、数値目標の達成度を調査し、活動の成果を評価するものです。
- ②年間の継続調査(3年間)のため、モニタリング調査地には必ず標識又は標板を設置してください。

ケ 交付金の対象にならないもの

- ①デジタルカメラ類、パソコン類、ドローン、軽トラック、製材用機材、発電機、ペレット製造器・ボイラー、ブリケット製造器・ボイラー、目立て機、作業服、防寒着、加工用機材、携帯電話、井戸掘りなど
(使用実績の無い購入品)

②食糧費

③銀行等の振込手数料

④資格取得のための受講料、受験料、他団体登録料

⑤チェーンソー、刈払機修繕料(軽微な部品購入は可)

⑥リース機械の修繕料

19. その他

ア 傷害保険の加入

活動組織は必ず保険加入して活動のこと！

(参考)

① 【グリーンボランティア保険】

- ・ 問合せ先 「NPO法人森づくりフォーラム」
- ・ 連絡先 電話 03-3868-9535
FAX 03-3868-9536

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

② 【スポーツ安全保険】

- ・ 問合せ先 「公益財団法人スポーツ安全協会北海道支部」
- ・ 連絡先 電話 011-820-1709

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

③ 【総合生活保険（傷害補償）】

- ・ 問合せ先 『株式会社東海日動パートナーズ北海道札幌支店』
- ・ 連絡先 電話 011-232-0701
FAX 011-232-0702

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

ご静聴ありがとうございました。

060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1
林業会館3F
公益社団法人北海道森と緑の会内
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会事務局
TEL: 011-261-9022